

青森県報

第六百七十一号

令和五年
十月六日
(金曜日)

目次

告示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) …… 一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(同) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 二
- 道路の供用の開始……………(道 路 課) …… 二

公告

- 建設業者の許可の取消し……………(東 青 地 域 民 局) …… 二
- 右 ……(同) …… 二
- 右 ……(同) …… 三
- 右 ……(中 南 地 域 民 局) …… 三
- 右 ……(同) …… 三
- 右 ……(同) …… 三
- 右 ……(上 北 地 域 民 局) …… 三
- 右 ……(同) …… 四
- 右 ……(同) …… 四
- 右 ……(下 北 地 域 民 局) …… 四

告

示

青森県告示第五百九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和五年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの 種	居宅サ ビス事 業を 行 う 所	指 定 年 月 日
社会福祉法 人伸康会	弘前市大字独狐 一丁目二一の二	訪問看護	ナーシング ホーム弘前	令和 五・〇・一

青森県告示第五百九十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和五年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの 種	居宅サ ビス事 業を 行 う 所	届 止 の 年 月 日	届 止 の 年 月 日
社会福祉 法人黒石 市社会福 祉協議会	黒石市境松一丁 目一の一	訪問介 護	中央ホ ールパ ンテー ション	令和 五・八・三	令和 五・九・三〇

青森県告示第五百九十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和五年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名 又は 名称	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
	主たる事務所の所在地又は住所			
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一字石田一二一の	介護予防訪問看護	ナーシングホーム弘前	令和五年十月六日
			弘前市大字石渡四丁目一三の七	

青森県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年十一月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二八〇号	青森市篠田三丁目三二一の八から青森市篠田三丁目三二一の一まで	令和五年十月六日

国道四五四号

三戸郡新郷村大字戸来字館神七二の二から三戸郡新郷村大字戸来字馬場谷地五一の八まで

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社相馬
- 二 代表者の氏名 相馬洋史
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字岡部一六の一六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三〇）第一〇〇四六四号
- 五 取消年月日 令和五年九月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年九月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 柿崎重機株式会社
- 二 代表者の氏名 柿崎善昭
- 三 主たる営業所の所在地 青森市千刈四丁目五の六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一五)第一〇〇七八四号
- 五 取消年月日 令和五年九月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年八月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 伊東自動車硝子販売株式会社
- 二 代表者の氏名 伊東栄一郎
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字江渡九の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三〇)第一四九一八号
- 五 取消年月日 令和五年九月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和五年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 門丈組
- 二 氏名 藤田丈
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字浜の町西三丁目九の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三〇)第二〇〇一九五号
- 五 取消年月日 令和五年九月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年十月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社コウナン
- 二 代表者の氏名 山端将樹

三 主たる営業所の所在地 三沢市中央町三丁目一〇の二四

四 許可番号 青森県知事許可(特―四)第一一六〇九号

五 取消年月日 令和五年八月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年八月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社上北産業

二 代表者の氏名 天間孝二

三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町大字上野字新堤向四三の五

四 許可番号 青森県知事許可(般―一)第一八一一号

五 取消年月日 令和五年八月三十一日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年八月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

る。

令和五年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社ガイア実業

二 代表者の氏名 関川明

三 主たる営業所の所在地 十和田市西二番町一三の二四

四 許可番号 青森県知事許可(般―四)第五〇〇七四五号

五 取消年月日 令和五年九月六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年十月六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社高久建設

二 代表者の氏名 高久勝美

三 主たる営業所の所在地 下北郡佐井村大字佐井字大佐井川目一二四の二六

四 許可番号 青森県知事許可(般―四)第一一二六六号

五 取消年月日 令和五年九月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和五年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭